

低所得者等に係る中間的就労支援推進事業における 就労体験協力事業所申込等の実施要領

1 目的

この要領は、低所得者等に係る中間的就労支援推進事業を適正に実施するため、いわゆる中間的就労体験が必要な者を支援する各支援機関と中間的就労体験の受け入れを了承した事業所との就労体験契約等を円滑に締結するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

(1) 受託者

この要領において「受託者」とは、鳥取県から低所得者等に係る中間的就労支援推進事業の委託を受けたものをいう。

(2) 支援対象者

この要領において「支援対象者」とは、生活困窮者、生活保護受給者、障がい者、長期の失業者および無業者、ひきこもり等の者で、直ちに一般就労に就くことはむずかしいが、サポートと働く場があれば、就労して収入を得られる可能性のある者をいう。

(3) 支援機関

この要領において「支援機関」とは、前項の支援対象者を支援している者であって、低所得者等に係る中間的就労支援推進事業のネットワークに参画する団体等をいう。

(4) 協力事業所

この要領において「協力事業所」とは、(1)の「支援対象者」に対して配慮ある仕事の場を提供し、就労体験を行うことを通じて、「支援対象者」の社会的自立を促進することに協力の意思を有する事業所のことをいう。

3 協力事業所登録の手続等

(1) 協力事業所の申込み

協力事業所になろうとする事業所の事業主（法人にあつては代表者又は代表者から委任を受けた者とする。以下「事業主」という。）は、就労体験協力事業所申込書（様式第1号）を受託者に提出するものとする。

(2) 協力事業所の情報収集

受託者は、協力事業所申込書を受理した時は、その記載事項その他必要な事項について協力事業所情報カード（様式第2号）により情報収集するものとする。

(3) 協力事業所の登録決定

受託者は、前項の情報収集に基づき、協力事業所の登録をすること、又は登録しないことを決定したときは、申込者に協力事業所審査結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(4) 協力事業所情報の管理及び情報提供

受託者は、前項の規定により適当と認められた協力事業所については、協力事業所情報カードに基づき中間的就労協力事業所登録簿（様式第4号）に登録し、支援機関へ情報提供するとともにホームページ等に掲載し、広く情報提供するものとする。

(5) 協力事業所の登録変更

事業主は、申請時の登録事項に変更があつた場合には、直ちに協力事業所変更事項届出

書（様式第5-1号）を受託者に提出しなければならない。

(6) 協力事業所の廃止

事業主は、協力事業所を閉鎖する場合には、直ちに協力事業所業務廃止届出書（様式第5-2号）を受託者に提出しなければならない。また、協力事業所を辞退する場合は、直ちに協力事業所辞退申出書（様式第5-3号）を受託者に提出しなければならない。

(7) 協力事業所の再調査

受託者は、協力事業所として不適切と思われる場合には再調査できるものとする。

(8) 協力事業所の解除

受託者は、3（6）により協力事業所廃止届出書又は協力事業所辞退申出書を受理した場合、または前項により協力事業所として不適切と判断した場合は、協力事業所登録解除通知書（様式第6号）を事業主あて通知し、中間的就労協力事業所登録簿（様式第4号）から該当事業所に関する情報を削除することとする。

4 支援対象者が就労体験する際の手続等

(1) 支援機関から受託者への申込み

各支援機関の支援対象者が中間的就労の体験を希望した場合において、各支援機関において、支援対象者が中間的就労を体験することで一般就労へ向かう可能性があるとは判断された場合には、中間的就労体験申込書（様式第7-1号）を受託者へ提出するものとする。

(2) 支援機関からの要望等の情報収集

受託者は、支援機関の就労体験に対する要望等の情報を収集し、支援機関情報カード（様式第7-2号）を作成するものとする。

(3) 支援機関への情報提供

受託者は、（1）により提出された申込書により、支援対象者に適切な中間的就労体験となる協力事業所を選定、あるいは、協力事業所の開拓を行い、その事業所情報等を支援機関へ提供し、紹介するものとする。

5 就労体験契約の締結等

支援対象者と4（3）により紹介された協力事業所との中間的就労体験の契約等については、各支援機関がその定めるところにより、責任を持って協力事業者と締結等するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成28年12月26日より施行する。
- 2 平成29年1月24日より様式第4号、第7-1号を改正する。